

教 育 庁

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 一般会計

(2) 財 産

2 実地審査場所

教 育 庁

3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、教育庁執行分を審査した。

審査に当たっては、

(1) 決算計数は、正確であるか

(2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか

(3) 財産の取得、管理、処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。

(1) 財産管理

ア 公有財産について

< 無体財産権 >

(ア) 著作権1件(類縁機関名簿)が登載漏れとなっている。

2 事業執行等について

事業執行において、その一部に問題が認められたので、次のとおり意見を付す。

(1) 歳入

ア 給食施設補助に係る補助金申請を確実に行うべきもの

教育庁は、立川養護学校校舎改築工事（契約日：平成14年3月8日、竣工日：平成15年10月31日）において、給食施設199.5m²の整備を行った。

ところで、この給食施設整備に係る公立学校施設整備費補助（ドライシステム化推進事業 学校給食施設更新（単独校調理場）補助）479万6,000円（試算）について、「平成15年度学校給食施設整備費補助に係る事業計画書の提出について（依頼）（平成15年4月1日、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）」の定める事業計画書の提出期限である平成15年5月7日までに、立川養護学校校舎改築工事に係る事業計画書等の書類の提出を行わなかった。このため、補助金の申請を行うことができず、補助対象事業にもかかわらず補助金の歳入ができなかった。

庁は、給食施設補助に係る補助金申請を確実に行われたい。

第3 決算の概要

1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳入

（単位：千円、％）

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増()減額	収入率
使用料及手数料	14,970,780	14,066,022	904,757	94.0
国庫支出金	202,328,483	188,188,524	14,139,958	93.0
財産収入	248,046	204,306	43,739	82.4
寄附金	0	5,750	5,750	
諸収入	2,208,161	2,331,437	123,276	105.6
計	219,755,470	204,796,042	14,959,427	93.2

歳入は、第7款使用料及手数料ほか4款であり、予算現額2,197億5,547万円、収入済額2,047億9,604万余円、比較減額149億5,942万余円、収入率93.2%である。

歳入の主な内容は、

- ・使用料及手数料のうち都立学校授業料等の教育使用料 136億7,183万余円
- ・国庫支出金のうち義務教育教職員給与金等の教育費国庫負担金 1,856億4,976万余円

・ 諸収入のうち再雇用職員等の厚生年金保険料納付金等の納付金 17億5,438万余円である。

なお、第7款使用料及手数料(項:使用料)において、不納欠損額(94万余円)及び収入未済額(5,373万余円)が、第12款諸収入(項:雑入)において、不納欠損額(150万余円)及び収入未済額(5,438万余円)が生じている。

イ 歳 出 (単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
教育費	783,210,761	770,453,268	99,255	12,658,237	98.4
諸支出金	24,140	24,138	0	1	100.0
計	783,234,901	770,477,406	99,255	12,658,239	98.4

歳出は、第13款教育費及び第18款諸支出金の2款で11項38目に区分し執行しており、予算現額7,832億3,490万余円、支出済額7,704億7,740万余円、翌年度繰越額9,925万余円、不用額126億5,823万余円、執行率98.4%である。

主な執行内容は、

- ・ 職員費及び管理事務等に要したものの

(項)教育管理費 (目)管理費 180億2,984万余円

- ・ 区市町村立小学校の教職員費等に要したものの

(項)小中学校費 (目)小学校管理費 2,907億1,695万余円

- ・ 区市町村立中学校の教職員費等に要したものの

(項)小中学校費 (目)中学校管理費 1,555億6,725万余円

- ・ 都立高等学校の教職員費及び管理運営費等に要したものの

(項)高等学校費 (目)管理費 1,411億199万余円

- ・ 盲・ろう・養護学校の教職員費及び管理運営費等に要したものの

(項)盲ろう養護学校費 (目)管理費 554億8,608万余円

- ・ 学校職員及び事務局職員の退職に伴う退職手当に要したものの

(項)退職手当及年金費 (目)退職費 659億4,146万余円

- ・ 新しいタイプの高等学校設置の施設整備等に要したものの

(項)施設整備費 (目)都立学校整備費 214億137万余円

である。

翌年度繰越は、事故繰越9,925万余円であり、その内容は、科学技術高等学校土壌処理及びグラウンド・外構整備工事に係る経費である。

2 財産の管理状況

ア 財産

区 分	平成15年度末現在高	平成14年度末現在高	増()減
1 公有財産			
土 地	7,749,050.38 m ²	7,751,246.15 m ²	2,195.77 m ²
建 物	3,862,927.24 m ²	3,854,076.53 m ²	8,850.71 m ²
山 林			
(所 有)	537,570.20 m ²	537,570.20 m ²	0 m ²
上記の立木			
推定蓄積量	3,518.64 m ³	3,518.64 m ³	0 m ³
(分 収)	273,761.97 m ²	273,761.97 m ²	0 m ²
上記の立木			
推定蓄積量	5,062.50 m ³	5,062.50 m ³	0 m ³
動産(船 舶)	1隻(497.00総トン)	1隻(497.00総トン)	0隻
(浮 標)	1個	1個	0個
物権(地上権)	273,761.97 m ²	273,761.97 m ²	0 m ²
無体財産権	著作権 51件	著作権 49件	2件
出資による権利	189,000,000円	189,000,000円	0円
2 物 品	8,496点	8,871点	375点
3 債 権	100,000,000円	0円	100,000,000円

(注) 物権(地上権)は、山林の分収に係わるものであり、再掲である。

教育庁で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の減少は、久留米高等学校の敷地(1,703.43m²)を東久留米市等から譲与を受けたものの、保谷高等学校敷地(2,374.91m²)を道路用地等として財務局へ引継ぎしたことによるもの
- ・建物の増加は、主に、戸山高等学校舎(5,303.69m²)を取り壊したものの、立川養護学校の校舎(1万1,660.02m²)を新築したことによるもの
- ・無体財産権の増加は、人権学習教材ビデオ「人権に向き合うための6つの素材」及び人権啓発学習資料平成15年度「みんなの幸せをもとめて」の2件が増加したもの
- ・物品の減少は、墨田高等学校において走行性能試験機等(31点)の廃棄などによるもの
- ・債権の増加は、財団法人東京都交響楽団に対して貸付(1億円)を行ったものである。

イ 債権のうち貸付金の年度末残高

(単位：千円)

貸付金の種類(名称)	平成15年度末残高	滞納(収入未済)額
(財)東京都交響楽団経営安定化資金貸付金	100,000	0